◇住居確保給付金の概要◇

1. 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職等により経済的に困窮し、住居を失った者又は住居を失うおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

2. 事業の対象者

次の①から⑧のすべて要件に該当する者が支給対象者です。

①離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、（イ）住居を失った者、又は、
（ロ）住居を失うおそれのある者

②（イ）離職等の日から２年以内の者、又は、
（ロ）就労状況が離職もしくは廃業と同程度の状況にある者

③（イ）離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者、又は、
（ロ）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者

④申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること

・収入の主なものは、就労収入、事業収入、雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りなどです。詳細はお尋ねください。

世帯	基準額	家賃相当額の上限	収入基準額
単身	86,000 円	29,000 円	115,000 円
２人	124,000 円	35,000 円	159,000 円
３人	147,000 円	38,000 円	185,000 円
４人	175,000 円	38,000 円	213,000 円
５人	209,000 円	38,000 円	247,000 円
６人	242,000 円	41,000 円	283,000 円
７人	275,000 円	45,000 円	320,000 円

⑤申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する現金及び預貯金等の合計額が次の金額以下であること

世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額
単身	516,000 円	２人	744,000 円	３人	882,000 円	４人以上	1,000,000 円

・資産の範囲は、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等です。

・生命保険、個人年金保険等は含みません。

・負債があっても、現金及び預貯金と相殺できません。

⑥ハローワークに求職申し込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う者（既に行っている者を含む）。自営業者の場合、経営改善等の取組みを行うことで自立促進が十分に見込まれると認められる者については申請日の属する月から起算して３か月間に限り、経営改善等の取組みを行うことで、求職活動に代えることができます。

・病気等で求職活動や経営改善等の取組みが困難な場合は、対象となりません。

⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

3. 支給方法・支給額

①支給方法：賃貸住宅の貸主等の口座に直接振り込み、申請者への現金支給はできません。

②支 給 額：実家賃との差額は申請者が自ら支払ってください。

世帯員数	上限額	世帯員数	上限額
単身	29,000 円以内	６人	41,000 円以内
２人	35,000 円以内	７人以上	45,000 円以内
３人～5 人	38,000 円以内		

・世帯の収入が、「2. 事業の対象者④」の基準額を超える場合は、調整を行い一部支給します。

・支給期間中であっても収入が基準額を超えた場合は、支給が中止されます。

・賃貸住宅の貸主等が暴力団等と関係を有することが確認された場合、直ちに振込みを中止します。

4. 支給期間

原則３ヶ月

・一定の条件を満たせば、延長できる場合があります。詳細はお尋ねください。

5. 支給期間中の就職活動

支給期間中は、下記①～③の要件を満たす就職活動をしていただきます。

①毎月２回以上、ハローワークの職業相談を受けること
②毎月４回以上、鳥栖市生活自立支援センターでの就労に関する面接を受けること
③原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・就労支援に関する指示に従わない場合や就職活動を怠った場合は、支給が中止されます。

6. その他

〇申請や支給に必要な書類等は必ず原本を提示し、コピーを提出していただきます。

〇住居確保給付金を受給したことがある者は、再度の支給申請はできません。ただし、直近の離職が解雇（会社都合）の場合に限り、支給終了から１年を経過していれば再度支給申請できます。

〇不適正受給防止のため、過去の受給記録を確認（転入者については前住所地自治体に確認）し、ハローワーク等関係機関に必要な情報の提供を求めることがあります。

〇虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、直ちに支給を中止し、既に支給した分の全額又は一部について受給者又は受給者だった者に返還していただくことになります。

〇犯罪性がある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査協力を行う場合があります。

※詳細は鳥栖市役所　地域福祉課にお尋ねください。

鳥栖市役所　地域福祉課

〒841-8511

鳥栖市宿町 1118 番地

☎　0942-85-3551　/　E-mail：c-fukushi@city.tosu.lg.jp

※ 詳細をお聞きしてから申請書をお渡ししておりますので、事前にご相談下さい。
なお、ご相談には時間を要しますので、必ず予約をお願いします。